

事件番号 令和5年(行ウ)第45号

越谷市行政財産「管理を怠る事実」の違法確認請求

原告 土屋公司

被告 越谷市長 福田晃

原告準備書面 (1)

令和6年1月 9日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

越谷市蒲生 [REDACTED]

土屋公司

TEL [REDACTED]

FAX 048-888-5070

第1 令和5年11月15日の訴状受理

1 本件は、令和5年11月15日付け、提訴し受理されたものである。

未だ、第1回口頭弁論の開廷通知は送達されないが、新しい証拠を提出する。

2 請求の趣旨 7、に職員措置請求対象職員に越谷市環境 経済部観光課長 岩永 伸 及び越谷市環境経済部経済 振興課 水口 圭は、越谷市に与えた損害を支払え、これを支払わない場合は、越谷市長が代位して支払えとの判決を求める。と追加補正する。

第2 地方自治法第238の4第7項違反

1 訴状記載の通り、本件行政財産は地方自治法238条4項規定により「公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、」とその目的は厳格に法に規程されている。しかし、本件行政財産は、観光協会と民間企

業 ((株)Siropro) が営利目的で占有使用しており、双方による業務委託契約 (甲 10-2) も締結している。越谷市長への申請もなく、許可もなく占有していると指摘したが、地方自治の本旨に外れた法令に適合しない利用は、公序良俗違反である。にも拘わらず越谷市は使用料を免除し、補助金を交付している (甲第 14 号証) これに付き、財務会計上の損失につき、補助金、使用料免除を認めた職員に、責任を持って越谷市に損失分を補填させ、その職員が払わない場合は越谷市長が代位して支払えとの判決を求める訴えにつき、次の通り主張立証する。

- 2 監査結果 11 頁 10 行目「分電盤の設置等について、市は、観光協会に対して協議書を提出させ、その設置について承認したものである。」との「協議書」を、越谷市情報公開条例第 11 条に基づいて請求した。
 - (1) 令和元年 9 月 9 日に (一社) 越谷市観光協会 事務局長 [REDACTED] から、越谷市環境経済部 観光課長 様宛て「水辺のまちづくり館の分電盤の新設について (協議)」と表題で「越谷市が所管する水辺の街づくり館およびその敷地の使用について協議します。」(甲 15-1) との内容で提出している。
 - (ア) これにつき、令和元年 9 月 13 日 越観 136 号 越谷市環境経済部 観光課長 岩永 伸が、一般社団法人越谷市観光協会 事務局長 [REDACTED] 宛に水辺のまちづくり館の分電盤の新設については、問題ありません。」(甲 15-2) と回答している。
 - (イ) 観光協会 [REDACTED] 氏からの協議内容の回答は、観光課長長岩永氏であり、越谷市長が回答しているものではない。
 - (2) 令和 3 年 2 月 1 日付 (一社) 越谷市観光協会 事務局長 [REDACTED] から、越谷市環境経済部 観光課長 様宛に、「水辺のまちづくり敷地内 BBQ

テント設置エリアの改修工事について（協議）の書面（甲 16-1）が越谷市環境経済部観光課長 様宛てに提出されている

（ア）これにつき、同日付け、越観第 336 号 越谷市環境 経済部観光課長 岩永 伸 が、一般社団法人越谷市観光協会 事務局長 ■■■■■ 宛に、「水辺のまちづくり館敷地内 BBQ テント設置エリアの改修工事について問題ありません。」と（甲 16-2）回答している。これも、越谷市長の回答ではない。

（3）令和 3 年 3 月 15 日付（一社）越谷市観光協会 事務局長 ■■■■■ が、「水辺のまちづくり館敷地内エリアの目隠し壁設置について（協議）」（甲 17-1）を越谷市環境経済部観光課長宛に提出している。

（ア）これにつき、令和 3 年（2021 年）3 月 15 日越観 338 号 越谷市環境経済部経済 観光課長 岩永 伸 が一般社団法人 越谷市観光協会 事務局長 ■■■■■ 様宛てに「BBQ エリアへの立ち入り防止、ゴミ置き場の景観上の配慮のための目隠し壁設置について、問題ありません。」（甲 17-2）との回答を発出している。これも、越谷市長の発信文書ではない。

（4）令和 5 年 2 月 1 日付（一社）越谷市観光協会 事務局長 ■■■■■ が、「水辺のまちづくり館敷地内 BBQ テント設置エリアの改修工事について（協議）の書面（甲 18-1）が、越谷市環境経済部 経済振興課長 様に提出されている。

（ア）これにつき、令和 5 年（2023 年）2 月 16 日越経第 1528 号 越谷市環境経済部 経済振興課長 水口 圭 名義で「「水辺のまちづくり館敷地内 BBQ テント設置エリアの改修工事について、問題ありません。」と一般社団法人 越谷市観光協会 事務局長 ■■■■■ 様宛（甲 18-2）に回答している。当該文書も、越谷市財産規則に定められた越谷市長の文書ではない。

3 前記4件は、いずれも、越谷市観光協会の事務局長 [REDACTED]の名前で「協議」と言う形で、越谷市環境経済部観光課長 岩永 伸 (甲15.16.17)、及び越谷市環境経済部経済 振興課 水口 圭 (甲18)宛になっている。

その解答は「問題ありません。」(甲15.16.17)、と岩永 伸、(甲18) 水口 圭がそれぞれ回答している。

その後、これらの、配電盤設置、BBQ エリアの目隠し壁設置、地盤の修繕、BBQ テント設置エリアの改修工事が執行されている。

4 越谷市財産規則23条によれば、「使用者は、行政財産の原状を変更し、又は工作を加えようとするときは、行政財産原状変更申請書（第6号様式）(甲18-3)を市長に提出しなければならない。」とある。2項には「市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、原状の変更又は工作を承認するときは、行政財産原状変更承認書（第7号様式）(甲18-4)により使用者に通知するものとする。」と規程がある。

- (1) 「一行政職員に、改修工事を認める裁量権は与えていない。民間企業の営利目的のために、越谷市行政財産を、市長の申請も、市長の許可もなく、一行政職員が、「問題ありません。」として工事を認めている。当該行為は、地方公務員法違反、地方自治法違反、越谷市財産規則違反の牽連違反であり、越谷市が拠出している補助金を、民間企業の営利目的に使用する改修工事に使途している事は、財務会計上適法に行われておらず、越谷市に損失を与えている。
- (2) 同規則23条では「使用者は～市長に提出しなければならない。」とある。本件「行政財産使用許可」(甲3)は観光協会の代表理事 [REDACTED]が、

越谷市長宛に提出しており、使用許可を得ている。これにより、「行政財産原状変更申請書」(第6号様式)(甲18-3)は前記規則により、「使用者」である観光協会の代表理事■が申請しなければならない。

- (3) 本件は、現状変更の申請は「協議」として、観光協会の職員である事務局長■が、越谷市環境 経済部観光課長 岩永 伸 若しくは、越谷市環境経済部経済 振興課 水口 圭に書面を提出しているが、越谷市へ提出するものとするものであれば、越谷市財産規則第23条により、使用者である会を代表する代表理事■が、越谷市長宛に提出しなければならない。本件は、越谷市行政執行機関として同規則の規程に定められている通りの様式で提出されていない。これを、岩永伸、及び水口圭が受理し、工事も、それぞれ両人が認めている。本件行為は、明らかに地方公務員法第32条、及び越谷市財産規則第23条違反である。
- (4) 「市は、観光協会に対して協議書を提出させ、その設置について承認したものである。」との回答は、「市」としての越谷市の行政機関の長である市長の回答ではない。「分電盤の設置等について、その設置について承認したものである。」(監査結果11頁10行目後半)としている。しかし、「本件土地については、バーベキュー事業実施のため、観光協会が分電盤の設置等(分電盤の設置、人工芝の敷設、テントの設置並びに衝立及び屋根の設置)を行っている。それらに当たっては、事前に観光協会からの申出があり、市と観光協会の間で書面による協議がなされているが、財産規則第23条の規定に基づく申請及び承認はなされていない。」(監査結果18頁4行目)とある。
- (5) 監査委員は、「越谷市財産規則第23条の規定に基づく申請及び承認はなされていない。」と越谷市長の未承認を認めている。これは、地方自治法第

198 条の 3 「その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。」に違反している

5 東京地裁判決 平成 4 年 2 月 7 日（判例時増刊平成 4.4.25 号 3 頁）

公務員に権限行使の可能性がないときには、権限行使すべき作為義務が発生することはある得ないとして、「行政機関がいかなる要件の下に、いかなる権限を有しているかと言う事は、本来各根拠法規に明確に規定され、あるいは当該法規の解釈によって客観的に導き出されるものである。行政活動は、それが行われるためには、必ず法律の根拠、即ち法律の授権を必要とするのであって、行政機関が法律の授権無くして権限を取得することはあり得ない」としている。

(1) 上記、東京地裁の判決を適用すると、法の原理解釈として、地方自治法第 238 条第 4 項による「公用又は公共用に供し、又は供する事ことと決定」されている行政財産を、営利目的とした民間企業に占有使用させる事は、公務員に権限行使の可能性がないときにあたり、行政活動の内容があらかじめ裁量の余地なく、権限行使すべき作為義務が発生することはあり得ないとしている。一行政職員に行政財産の変更、工作を認める権限はないのである。

岩永氏及び水口氏が執った、訴外、観光協会 ■ 氏に対しての、行政財産の変更工事は、越谷市行政として「根拠規範」が法律に明文化されていないので、越谷市としての行政活動とは言えない事は明白である。これは明らかに財務会計上、越谷市に損失を与えていた。

(2) 不条理に基づき権限を発生させると、その要件及び手続きについて、行政庁に恣意的判断を許すことになる上、行政職員の不法行為により、裁量権限がない処にあたかも、裁量があると誤認させる事は、其れ迄の間、同場所が、民間事業者に違法に占有利用され、一般人は利用出来ないと言う不利益を被

る事になる。

(3) 前述、地方自治法により、越谷市長の許可もなく、行政職員が使用許可の規程上の手続きも行使せず、勝手な判断で工事を認めた事は、要件手続きを欠き、地方公務員法第32条違反である事は明らかである。

従って、回答書11頁13行目～19行目「財産の管理を怠る事実はないものである。」は当然に認める事は出来ない。否認する。

6 本件につき、越谷市職員、岩永 伸及び水口 圭は、地方公務員法第32条「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、」との規程に違反し、自己の勝手な判断で、「協議」の結果の「回答」に「問題ありません。」と書類作成し、観光協会の事務局長 ■■氏に同行政財産の現状変更及び工作の許可通知を発出している。これは、越谷市行政組織として、「問題ありません。」どころか、大問題である。前記判例のごとく、実務者レベルでの申請、許可是行え得るべきものではない。越谷市行政機関は、地方自治法第238条の4第7項違反、越谷市財産規則第23条違反の違反であり、「違法に財産の管理を怠る事実」があると言える。憲法第94条違反の牽連違反である。

7 本件に及んでは、BBQエリアの目隠し盤設置の改修工事について（甲17-1・2頁）が観光協会より越谷市経済部経済振興課長宛に提出されている。「■作業スペース詳細図」として添付しているが、この図面に「単管パイプで骨組みを設置」とし、キッチンカーの周辺を「仕切り盤」を設置し、作業スペースを設け、車両を移動出来ない様に工作している。本件においても、越谷市長の「行政財産の変更許可」は発出されていない。

民間飲食店会社 ((株) SiroPro) が営利目的で使用している事は明らかであ

り（甲 10-2）前記、法令違反、規則違反、使用許可違反の牽連違反があり、原告の監査請求に対し、勧告すべきが当然であるにも拘わらず、監査委員は、法的根拠もなく却下している。これは、法律による行政の原理に抵触するとして地方自治法第 198 条の 3 違反であり、越谷市監査委員の裁量権の乱用があつたと言わねばならない。「却下、棄却」は違法であり、前記法令第 198 条の 3、越谷市財産規則第 23 条に照らし合わせても、「勧告」すべきが当然であり、監査結果は無効であるとの判決を求める。

第 3 補助金交付金の違法性・不当性の有無

1 監査結果 23 頁後段 (3) イ 本件補助金交付の違法性・不当性の有無

「観光の推進について、市の施策として取り組んでいいるとともに、観光協会においても、市及び関連事業者・団体等との連携のもとで、観光・物産の振興や地域の賑わい・活性化を目指した各種の公益的な事業を実施している」とあるが、次の様に否認する。

- (1) 越谷市が観光協会に補助金名目で財政的援助を与えている補助金は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した行政財産に（地方自治法第 238 条 4 項）に使途されるべき工事であり、「公益的な事業を実施」とする目的のために財政的援助をしている。しかし、令和 5 年 2 月 16 日、越経第 152 号通知（甲 18-2）は越谷市行政職員（水口圭）が、観光協会の事務局長 ■■■■■ 宛に、これを「問題ありません。」と回答しているのは、大問題である。本件工事は、越谷市長が認めた工事では無く、しかも、行政財産目的外許可も得ていない、民間事業会社（株式会社 SiroPro）の BBQ 事業を行い、営利目的とした改修工事である。」公用又は、公共用に使用されるべき目的の工事には該当しない。従って同用地使用にあたり「観光・物産の振興

や地域の賑わい・活性化を目指した各種の公益的な事業を実施している。」
とは到底言えない。

2 回答書 24 頁 3 結論 (2) 「本件土地に係る行政財産使用料の減免承認の取消しを求める請求部分については、前回の監査請求と実質的に同一性がある内容と解されるほか、当該使用料免除に係る財務会計上の行為に違法性又は不当性は認められず、請求の請求には理由がないため、これを棄却する。」とあるが、上記理由は法令根拠に基づかない、監査委員の勝手な判断であり、認められない。

(1) 本件訴訟は、行政事件訴訟法第 5 条「この法律において「民衆訴訟」としての申立てであり、越谷市公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟前置主義を経ての訴訟である。

地方自治法第 242 条を根拠法令としての訴訟であり、越谷市は、財務会計上の行為に違法があり、且つ、一行政職員が、越谷市財産規則第 23 条に定められた規定の手続きも取らず、行政財産の変更工事を認めたと言う事実は、「違法、不当な財産の管理を怠る事実がある。」その管理を怠る事実によつて、公共団体である越谷市行政が被った損害を補填するため、必要な措置を講ずべきこととして、住民監査請求しているものである。立派に請求の理由は存在する。

(2) 前回は憲法違反を指摘していなかったが、今回は憲法第 94 条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し。」とあるが、これを怠り「財産の管理を怠る行為であることを措置請求書 16 行目に訴えている。本件行政財産は、地方自治法第 238 条 4 項、及び越谷市財産規則第 23 条に基づき、これを侵害している条件違反である。越谷市行政財産の管理につき、公用または、公共用に供する事務の処理する事が必然であり、行政の権能としての適

正な管理を執行するための責務を果たしていない。明確に憲法第 94 条違反である。

第 3 食品衛生法違反

- 1 原告訴状 証拠書類（甲 8 号証）として提出してある越谷市長 福田晃氏よりの返答から始まる書面 10 行目「トレーラーハウスについては、観光協会から BBQ 事業を受託する事業者が、飲食店営業並びに食肉販売業、魚介販売業及び食料品販売業の市内一円での営業許可を取得しております。」の記述がある。
- 2 10 頁 12 行目「さいたま地方裁判所令和元年 5 月 29 日判決において、観光協会による本件土地の使用は「目的外使用許可」により対応すべき旨の判断がなされたことから、あくまでも地方公共団体として手続の疑義を解消するためになしたものであり、本件土地の一部における BBQ について、その業務の受託者に特別な使用権を付与しているものではないという実態は何ら変わるものではない。したがって、観光協会は、財産規則に基づく行政財産の使用者として、財産規則第 22 条第 2 項第 2 号及び行政財産使用許可書第 7 条第 2 項の規定による「他の者に使用させてはならない」との条件に何ら違反しているものではない。」とある。これは明確に否認する。
 - (1) 民間事業会社 ((株) Siropro) に BBQ 事業（甲-5）を行う為に越谷市行政機関は「目的外使用許可」は発出していない。同監査結果 11 頁 14 行目「観光協会による原状変更等に係る承認申請手続はなされてはいない。」と監査委員は周知している。従って「業務委託契約」（甲 10-2）は、観光協会が、他の者である「株式会社 Siropro」に使用させ、営利目的の「業務委託契約」である。前述地方自治法第 238 条 4 項の「公用または公共用」に供するための条件は具備されていない。営利目的とした BBQ 事業を行う為に、土地や

ウッドデッキの各種工事の整備を行っているもので、これは「他の者に使用させている」事実は明らかである。越谷市財産規則第 22 条第 2 項第 2 号違反は明白である。及び、「越谷市行政財産の管理を怠る事実」に該当する。

- (2) 本件トレーラー車両は営業所在地の届け出がない場所において、車両の前方に衝立 ((甲 19-2) (職員措置請求資料 (以下資料と呼ぶ) 9-2 写真 4 葉)) を設置して、周囲を囲暎し、故意的に車両を固定し「市内一円」には移動出来ない状態にして公然と飲食店営業している。
- (3) 「目的外使用許可」もなく、私権の設定を禁止している「越谷市レイクタウン 4-1-4」の越谷市行政財産上に 24 時間終日駐車しており、公共の駐車場 7 区画を占有している。営業場所である市内一円には一切移動もせず、「業務委託契約」(甲 10-2) に、「(株) Sopro」は飲酒販売も行っている。これは、地方自治法第 238 条の 4 「私権を設定する事ができない。」に違反し、私権を発生させているものである。
- (4) 「移動販売車」とは、冷蔵庫、原材料 (酒を含む) の保管設備廃棄物容器、手洗い場等設置し、車両での中で完結することである (甲-20・資料 10) しかし、本件行為は、周囲を衝立て囲み、移動車両販売としての機能を果たす営業形態ではない。「自動車営業」は、当初から行う意思はないものと言える。
- 3 「厚生省環境衛生局長」が「都道府県知事」に宛てた通知、「自動車による食品の移動販売に関する取扱い要領について」(甲-21・資料 8)の 16 行目では「販売予定地を設けて出店予定地を巡回販売する形態のもの」と明記している。
- (1) 「営業許可書」(甲 19-3・資料 9-3) 「許可の条件」には「自動車による営業に限る、使い捨て食器の使用に限る」とある。(甲-19・資料 9) の中段に営

業所在地は「市内一円」とある。「越谷市行政財産」である「レイクタウン四丁目1-4」は、営業場所として許可条件にはない。

- (2) 「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」(甲-22・資料11) 第二「自動車を利用して行う営業施設」一共通基準A構造5貯蔵設備等(1)食品、添加物、器具 及び食器包装等を衛生的に保存する事の専用の設備であること。」とある。
- (3) 本件車両は、「自動車による営業に限る」(甲-19・資料9)に抵触し、許可なく、越谷市行政財産上でBBQ営業を行っているもので、顧客に提供する量の保管する貯蔵設備等は備えられてはいない。また、食器は、「水辺の街つくり館」に設置されている水道水で洗浄し、繰り返し使用している。当該水道水は、食器を洗浄するために設けられている場所ではない。全て、使い捨て食器が条件である(甲19-3・資料9-3))。これは、食中毒の防止上の観点から、条例施行規則が定められている。「使い捨て食器」の羈束行為の遵守は絶対的事項である。同施行規則違反である
- (4) 「営業許可書」(甲19-3・資料9)の許可条件には「自動車営業に限る、使い捨て食器に限る」とあるが、繰り返して使用する行為は(甲19-2資料14-写真⑨) 食の安全に関して法令を軽んじている。食品衛生法第82条違反(第五十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。)が適用される犯罪行為である。

4 営業許可書(甲19-3)は、営業車の保管場所の所在地自動車による「市内一円」[保管場所]は黒塗りにしてある。同車両は終日、越谷市行政財産上に駐車し移動した形跡はない。仮に、保管場所は、越谷市保健所へ届けた場所が同行政財産の土地であるならば、不当な占拠を認めていると言う事になる。

- (1) 本件場所は、越谷市民の公有財産である「越谷市行政財産」の土地であ

り、現在の目的は公共駐車場として多くの方に利用され、同地へ車で訪れる方の駐車場として開放している場所である。越谷市財産規則第22条2項2号の許可もなく、駐車場7区画に亘り「トレーラーを設置し、行政財産上に客席を設け「2時間酒飲み放題」一人4,800円」の酒類提供するB B Q営業（甲 5-1~4）行為は、行政財産の利用目的とした公用または公共用に供した利用にあらず、地方自治法第238条4項の利用目的とは大きく逸脱している。

5 越谷市観光協会に、補助金を交付し、行政財産使用料減免措置（資料2）

を講じているのは、地方自治法238条4項の法規定において「公用または公共用に供するために、」行政財産の使用許可を認めている。法令コンプライアンスを守る立場にある越谷市行政は、法令違反を追認し、補助金を交付し、使用料を免除している。これは地方自治の本旨である「住民の福祉の増進を図る事を基本とし」（地方自治法第1条の2）から大きくかけ離れている。これを見ると、越谷市行政は観光協会に、便宣供与を図っていると言わざるを得ない。法令違反を伴う私契約は、公助良裕違反であり、民法第90条により、社会的妥当性に欠け、法的有効性は無く無効となる。本件行為は地方自治法第238条の4違反、食品衛生法第82条違反及び「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」（甲-22・資料11）民法第90条違反の牽連違反と認める。

第4 地方自治法違反による監査委員の職務懈怠

1 地方自治法第198条の3「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定によ

り監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。)に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。」

○同法 199 条 「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」

○同法同条⑤ 「第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、」とある。

○同法同条⑦ 「監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」とある。

また、越谷市のローカルルールとして「越谷市監査基準」が設けられているが、当該基準に「倫理規範」「第 5 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、信義に則り誠実な態度を保持するものとする。2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。」とある。

2 監査結果 10 頁、最後から 2 行目には、「また、②のウッドデッキについては撤去済みであり、現在においては存在しないものである。」との記述は、虚偽記載であり、明確に監査委員は原告に対して欺罔行為を働いている。訴状にも陳述した通りである。これは犯罪行為に該当する。越谷市監査基準を外れた倫理規範にも抵触するもので、監査委員は「信義誠実義務違反」にあたる。

3 最後に、本件、監査請求が適法な請求であったにもかかわらず、監査委員が、具体的な法的論拠も述べられず、これを却下したのは、当初から真っ

当な監査を実施しておらず、任務懈怠に相当する。監査結果に「行政財産上に設置されたウッドデッキは撤去された」（甲-2、10 頁下から 2 行目）とするウッドデッキは、訴状提出後の今も、撤去されずに存在している。刑法第 156 条「有印公文書虚偽作成」及び、刑法第 158 条「不実記載」の違反に該当する文書であり、犯罪行為は明白である。地方自治法第 198 条の 3 「常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。」に違反している。

以上により、正当に監査された結果の監査結果ではなく、越谷市行政の「管理を怠る事実」は明白であり、越谷市長は、越谷市に与えた損害を支払えとの請求は正当性が有るものと主張し、監査委員の「却下、棄却」の処分は無効であり、取り消されるべきである。

以上